

令和3年 第2回

志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

令和3年 第2回農業委員会総会会議録

召集年月日	令和3年2月24日(水)					
召集の場所	志布志市松山支所2階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	令和3年2月24日 午前9時30分				
	閉会	令和3年2月24日 午前11時15分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	道山 幸治	○	11	萩迫 修作	○
	2	矢野 博	○	12	山迫 洋一	○
	3	井久保 久男	○	13	吉野 寅三	○
	4	山下 昭一	○	14	坂元 正人	○
	5	立山 富士雄	○	15	福岡 裕幸	○
	6	神宮司 順子	○	16	立迫 眞由美	○
	7	吉國 敏郎	○	17	長岡 耕二	○
	8	永屋 哲郎	○	18	坂中 則雄	○
	9	宮脇 勇	○	19	上野 克比古	○
	10	宮脇 茂樹	○	20	隈元 健二	○
会議録署名委員	席番 15 番	福岡 裕幸		席番 16 番	立迫 眞由美	
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	小野		事務局次長	高迫	
	主幹兼農地係長	佐々木		農地係長	圖師	
	農地係長	桑水		主任主査	中尾	
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番 号	氏 名	出欠 の別	番 号	氏 名	出欠 の別
1	谷宮 誠實		9	小園 義行	
2	樽野 利秋		10	欠 員	—
3	白坂 正治		11	池袋 良子	
4	諏訪 光一		12	永田 勇人	
5	池添 昭一		13	脇田 祐二	
6	熊野 廉太郎	○	14	橋口 美一	
7	原田 純一	○	15	中之内 瑞穂	
8	田尾 昭三		16	大原 雅隆	

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 8 号 買受適格証明願の承認について 議案第 9 号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について 議案第 10 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について 議案第 11 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 12 号 非農地証明願の承認について 議案第 13 号 非農地証明願に伴う調査委員の指名について 議案第 14 号 農用地利用集積計画決定について 議案第 15 号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名に ついて</p>
-----------------------	--

議長	山下	<p>ただいまから、令和3年 第2回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>それでは、日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。志布志市農業委員会、会議規則第24条の規定により、席番15番、福岡委員と、席番16番、立迫委員を指名いたします。よろしく申し上げます。</p> <p>次に日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。よって会期は、本日1日限りと決定いたします。</p> <p>次に日程第3、休会中の報告を行います。</p> <p>最初に、あっせんの経過につきまして、吉野委員の報告をお願いします。</p>
委員	吉野	<p>〇〇さん分ですが、昨年からながいところかかりましたが、成立したところであります。成立の報告は来月したいと思います。以上終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。次に、宮脇 勇委員の報告をお願いします。3件、一緒をお願いします。</p>
委員	宮脇 勇	<p>〇〇さんと〇〇さんの分ですが、あっせんの方を行ってございまして、なかなか進んでおりません引き続き活動をしたいと思います。次の〇〇さん分は、先月と今月と訪問したのですが、いい返事を貰えてないですが、引き続きあっせん活動をやっていきたいと思います。以上です。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。次に、福岡委員の報告をお願いします。2件、一緒をお願いします。</p>
委員	福岡	<p>まず、〇〇さんの分ですが、現在価格交渉を行っているところですが、なかなか折り合いが付かず引き続き活動を行っていきたいと思います。続きまして、〇〇さん分ですが、すでに価格等で合意を得られ来月には報告出来ると思っています。続きまして、公益財団法人〇〇の分ですが、現在活動中ですが、なかなか見つけられないところです。引き続き活動をしていきたいと思います。以上報告終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。次に、矢野委員の報告をお願いします。</p>
委員	矢野	<p>始良市に在住の〇〇さんの分ですが、今まで本人と連絡が取れなくて、一応買い手がおりいいですよと了解は得てはいるのですが、事務局の方から2度ほど文書を出して頂いたのですが、それでも連絡が来なくて事務局と相談の上、打ち切りにした方が良くはないかとなったところです。以上です。</p>

議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。ただ今、矢野委員から、〇〇さんの土地についてあっせん打ち切りの報告がありました。報告どおり、打ち切りとすることに、ご異議ありませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしということですので、打ち切りといたします。次に、坂元委員の報告をお願いします。
委員	坂元	それでは、〇〇さんの分につきましては、7筆ありまして、1筆は買い手が見つかりましたので、来月には成立の報告が出来ると思います。残り6筆につきましては、大変厳しい状況ではありますが、引き続き活動を行っていきたくと思います。以上で終わります。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。次に、私の関係分について、報告します。2月5日、2月定例常設審議委員会がマリンパレス鹿児島で開催されました。 次に、日程第4、議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。今回は、14件の申請でございます。まずは、5ページ、番号13番を審議いたします。番号13番は、永屋委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、永屋委員には、ここで、退席をお願いいたします。
会場		(永屋委員 退席)
議長	山下	それでは、立迫委員説明をお願いします。
委員	立迫	会長より依頼のありました番号13を報告いたします。譲渡人は、有明町野神〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、同じく有明町野神〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りでございます。親子による贈与受贈です。申請地の場所は、野神小学校より西へ4km進むと草野公園香花園のある草野丘があります。その麓に立本・宮下・草野集落が並んでおりますが、それぞれの農地がそこに位置します。譲受人の場所からは、いずれも車で1・2分のところにあります。〇〇さんは、認定農業者であり畜産農家で飼料作物を主に栽培しており、申請地にも飼料を作付けする予定とのこと。また、トラクター4台・ロールベアラー1台・軽トラ2台・2トン車1台3年前より畜産業に携わり現在親子で32頭育成牛2頭で今後も増頭を目指していく計画です。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適

		格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願ひいたします。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。ここで永屋委員の入室を許可します。
会場		(永屋委員 入室)
議長	山下	次に、6 ページ、番号 14 番を審議いたします。事務局の説明を求めます。
農地係長	圖師	<p>それでは、議案第 7 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の番号 14 番について説明申し上げます。議案書は、6 ページです。まず、譲渡人は、志布志市有明町原田にお住まいの〇〇さん 62 歳で、譲受人は、曾於郡大崎町井俣にお住まいの〇〇さん 69 歳です。申請地は、記載されておりますとおりでございますが、畑が 1 筆で 1,223 m²です。〇〇さんは認定農業者であるため、本日はお呼びしておりません。今回の申請地の場所でございますが、グリーンロードを大崎方面に進むと田原川に架かる金丸橋がありますが、そこからさらに 330m 進んで右折し、60m 先を左の農道に入り、水路に沿って 100m 進んだ左手にあります。〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料 7 ページのとおりでございますが、申請地には牧草を作付けしていくとの事であります。通作距離は自宅から車で 2 分との事です。申請事由は譲渡人につきましては労力不足、譲受人につきましては規模拡大でございます。</p> <p>以上のことより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。以上で、番号 14 番について説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)

議長	山下	異議なしと認めます。次に、番号 15 番を審議いたします。事務局の説明を求めます。
農地係長	圖師	<p>それでは、議案第 7 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の番号 15 番について説明申しあげます。議案書は、6 ページです。まず、譲渡人は、志布志市松山町新橋にお住まいの〇〇さん 69 歳で、譲受人は、曾於市大隅町岩川にお住まいの〇〇さん 44 歳です。申請地は、記載されておりますとおりでございますが、畑が 3 筆で 10,842 m²です。〇〇さんは認定農業者であるため、本日はお呼びしておりません。今回の申請地の場所でございますが、新橋の大谷公民館より市道大谷・福谷線を豊留方面に 130m 進んで左折し、40m 進んで大谷橋を越えた左手の 25m 奥に 1 筆と、大谷霊園から町境を西方向に 350m 進んだ左手に 2 筆あります。〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料 8 ページのとおりでございますが、申請地には白菜、キャベツ、枝豆、加工用甘藷を作付けしていくとの事であります。通作距離は自宅から車で 20 分との事です。申請事由は譲渡人につきましては相手方の要望、譲受人につきましては規模拡大でございます。</p> <p>以上のことより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>以上で、番号 15 番について説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。次に、番号 16 番を審議いたします。井久保委員説明をお願いします。
委員	井久保	会長より依頼のありました議案 7 号番号 16 を報告いたします。譲渡人は、志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りでございます。申請地の場所は、県道 63 号線志布志・福山線の大原交差点から北北東方向へ約 1.2km 進みますと左側に吉

		<p>山酒販株式会社志布志営業所及び農業法人株式会社さかうえの事務所が見えてきます。その二つ会社の間には細い路地がありますが、その路地の方向に左折し 100m進んだ右手にあります。現在収穫前のキャベツ畑でした。申請理由は規模拡大です。譲受法人は、農地所有適格法人でトラクター30台・コーンハーベスタ3台・ポテトハーベスター2台・牛125頭を保有しております。年間を通じてキャベツ・ピーマン・ケール等の根菜類を生産・出荷されております。申請地には、現在のところ飼料作物の作付けを計画したいとのことでした。代表取締役・専務及び監査役の農業への従事状況は300日あり、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めまます。次に、7ページ、番号17番を審議いたします。吉野委員説明をお願いします。</p>
委員	吉野	<p>会長より依頼のありました番号17を報告いたします。譲渡人は、埼玉県所沢市泉町〇〇番地の〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りでございます。申請地の場所は、志布志中学校の西側300m位のところで、中学校通りの中心地で南側の宅地の中にあります。この畑の前の家と庭を以前〇〇さんが〇〇さんより買い取っておりますが、その奥の土地の袋地になるので無償で譲り受けることになったところまます。〇〇さんは、夫婦で稲作を中心に栽培されております。ここは、荒れ地になっていまますが、カヤは刈って野菜を作付けする予定とのことまます。また、トラクター2台・耕運機2台・コンバインを保有されております。ここの南側は山ですが、丁度その下が内山組の事務所になるところまます。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。ご審</p>

		議方よろしくお願ひいたします。
議長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。次に、番号 18 番を審議いたします。道山委員説明をお願いします。
委員	道山	<p>会長より依頼のありました番号 18 を報告いたします。譲渡人は、宮崎県延岡市桜ヶ丘〇丁目〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん他 6 名でございます。この 3 筆の畑でございますけれども、7 人の共有名義で持ち分についても 7 分の 1 ずつとなっているところでございます。他の譲渡人は、熊本市にお住まいの〇〇さん・志布志町にお住まい〇〇さん・福岡市にお住まいの〇〇さん・東京都中野区にお住まいの〇〇さん・熊本市にお住まいの〇〇さん・大阪府松原市にお住まいの〇〇さんでございます。そして譲受人は、志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りでございます。申請地の場所は、市道昭和・弓場ヶ尾線を志布志から弓場ヶ尾方面へ進みますと左手に農地所有適格法人さかうえがありますが、そこから約 900m 進んだ右手に位置するところでございます。譲受人宅からは 5 分のところにあります。〇〇さんは、妻と息子さんと甘藷・馬鈴薯を大々的に栽培されている農家でございます。申請地には、甘藷を作付けする予定とのことです。また、農機具等もトラクター 6 台・軽トラ 3 台・3 トントラック・4 トントラックを保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われまゝす。また、周囲の状況からも支障はないと思われまゝす。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
委員	井久保	確認ため、協議会にしていただけませんか。
議長	山下	協議会に移します。
		本会議に返します。

会場	委員	他につきましてなにかご意見ございませんか。
議長	山下	(会場 なし) ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。次に、8 ページ、番号 19 番を審議いたします。長岡委員説明をお願いします。
委員	長岡	会長より依頼のありました番号 19 を報告いたします。譲渡人は、志布志町志布志〇〇番地〇 〇〇団地〇号棟〇号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りでございます。相手側の要望規模拡大であります。申請地の場所は、県道日南・志布志線にたちばな団地がありますが、そこから市道を左へ 100m ほど進んだ右側の畑でございます。この畑は譲受人が所有する畑の隣になります。譲受人宅からは 200m のところにあります。〇〇さんは、兼業農家で甘藷・水稻などを栽培されており、申請地には、甘藷を作付けする予定とのことです。また、トラクター 2 台・耕運機・田植え機・いも取り機を保有されております。
議長	山下	以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。ご審議方よろしくお願いいたします。
会場	委員	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
議長	山下	(会場 なし) ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。次に、番号 20 番を審議いたします。隈元委員説明をお願いします。
委員	隈元	会長より依頼のありました番号 20 を報告いたします。譲渡人は、志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、松山町尾野見〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りでございます。申請地の場所は、市道樽野・大越線を田之浦方面へ行きますと、

		<p>井久保公民館がありますが、そこから 50mほど行った左側近辺です。譲受人宅からは 15 分のところにあります。〇〇さんは、認定農業者であり家族 4 人で甘藷・キャベツ・白菜を栽培されており、申請地には、甘藷を作付けする予定とのことです。また、農機具等もトラクター 4 台・トラック 1 台・ダンプ 1 台・軽トラ 2 台を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。次に、番号 21 番を審議いたします。上野委員説明をお願いします。
委員	上野	<p>会長より依頼のありました番号 21 を報告いたします。譲渡人は、愛知県稲沢市平和町上三宅城地〇〇番地 〇〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りでございます。申請地の場所は、有明支所の裏に有明野球場がありますけれども、その正門から猜ヶ宇都集落へ向かい約 250m 行った左手にいちすところでございます。譲受人宅からは車で約 1 分のところにあります。〇〇さんは、認定農業者であり夫婦と従業員 6 人で主に水稻・蕎麦・甘藷・馬鈴薯・ニンジン栽培されておられます。申請地には、甘藷を作付けする予定とのことです。また、農機具等もトラクター 10 台・田植え機 2 台・コンバイン 3 台・管理機 3 台を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)

議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。次に、9 ページ、番号 22 番を審議いたします。矢野委員説明をお願いします。
委員	矢野	<p>会長より依頼のありました番号 22 を報告いたします。譲渡人は、有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りでございます。申請地の場所は、有明支所から南へ約 2.5km 市道飯山・通山 1 号線とグリーンロードの交差点から南へ 200m 行きさらに西へ 100m ところです。譲受人宅からは 5 分のところにあります。〇〇さんは、妻と二人で飼料稲・蕎麦を栽培されており、申請地には、飼料稲・蕎麦を作付けする予定とのことです。また、トラクター 1 台・バインダー・脱穀機・軽トラを保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願いいたします。以上です。</p>
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。次に、番号 23 番を審議いたします。立迫委員説明をお願いします。
委員	立迫	<p>会長より依頼のありました番号 23 を報告いたします。譲渡人は、有明町野神〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、有明町野神〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りでございます。相手方の要望と規模拡大です。申請地の場所は、野神校区にあるあおぞら農協スタンドを北へ 500m 行った交差点を右折しそこから 1 k m 行った右側に全ての農地があります。譲受人宅からは車で 2 分のところにあります。〇〇さんは、認定農業者でありお茶農家で両親とおねえさんと 4 人でお</p>

		<p>茶を栽培されており、申請地には、お茶を作付けする予定とのこと。また、トラクター2台・お茶管理機3台・摘採機4台・防除機3台を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われ。また、周囲の状況からも支障はないと思われ。ご審議方よろしくお願いたします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。次に、10 ページ、番号 24 番を審議いたします。宮脇 勇委員説明をお願いします。</p>
委員	宮脇 勇	<p>会長より依頼のありました番号 24 を報告いたします。譲渡人は、志布志市有明町原田〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、有明町原田〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りでございます。田7筆畑7筆合計14筆で26,852㎡です。親子間による贈与受贈でございます。申請地の場所は、有明の宇都中学校から南中沖へ約1.8kmほど行きますと右手に牛舎がありその裏に本宅がありそこから西へ500m行ったところに田7筆の農地があります。そこから500m進んだところに3筆の畑があり、そこから北へ200m行ったところに3筆の畑がありそこから西へ500m行くと残りの畑があります。譲受人宅からは車で5分以内のところにあります。〇〇さんは、夫婦二人で生産牛農家であります。親牛22頭子牛14頭を飼育されております。申請地には、田には飼料稲・畑は牧草を作付けする予定とのこと。また、トラクター1台・軽トラ1台を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われ。また、周囲の状況からも支障はないと思われ。ご審議方よろしくお願いたします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>

会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。次に、11 ページ、番号 25 番を審議いたします。立山委員説明をお願いします。
委員	立山	<p>会長より依頼のありました番号 25 を報告いたします。譲渡人は、志布志市有明町野神〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町山重〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、有明町野神にある曾於地区森林組合入り口南側の農道を 200m 入った左側の畑になります。本人宅からは車で 1・2 分のところにあります。〇〇さんは、認定農業者であり、夫婦で繁殖牛 22 頭・子牛 14 頭・削蹄と子牛のヘルパーをされております。申請地には、牧草を作付けする予定とのことです。また、所有する農機具は、トラクター・タイヤショベル・3 トントラック各 1 台ずつと牧草の作付けから収穫までの一式の機械を保有されておりました。取得する畑の周りは、畑作地帯であり牧草を作付けすることに周囲への影響はないと思われま</p> <p>す。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われま</p> <p>す。また、周囲の状況からも支障はないと思われま</p> <p>す。ご審議方よろしくお願</p> <p>いいたします。</p>
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。次に、番号 26 番を審議いたします。坂元委員説明をお願いします。
委員	坂元	<p>会長より依頼のありました番号 26 を報告いたします。譲渡人は、松山町新橋〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、松山町新橋〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りでございます。申請地の場所は、志布志市役所松山支所前の信号機を、松山小学</p>

		<p>校へ 200mほど進み右折し道なりに 120mほど進んだ突き当りの正面の右側の田になります。譲受人宅からは約 2.5 kmのところにあります。〇〇さんは、兼業農家で蕎麦・水稻を主に栽培されております。申請地には、水稻を作付けする予定とのことです。また、トラクター 2 台・自走式田植え機・コンバイン・バインダーを保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。よって日程第 4、議案第 7 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり決定をいたしました。
		次に日程第 5、議案第 8 号、買受適格証明願の承認についてを 議題といたします。13 ページ、番号 1 番を審議いたします。調査を依頼された 隈元委員の説明をお願い いたします。
委員	隈元	<p>会長より依頼のありました番号 1 を報告いたします。申請人は、松山町泰野〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、県道柿ノ木・志布志線を尾野見小学校裏門から泰野方向へ 50m くらい行ったところの左側です。本人宅からは道路反対側のところす。〇〇さんは、家族 3 人でシキミ 2 ヘクタールを主に栽培されております。この場所は、元所有者が街路樹を作付けされておまして、その後山林化したところす。〇〇さんは、ユンボ・トラクター等を保有されておられますので、ここを伐根してトラクター耕運をして、シキミを作付けするとのことでした。</p> <p>以上のことより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、買受適格者と思われます。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	はい、ご苦勞さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。

会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、買受適格証明書を発行することに、異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第8号、買受適格証明願の承認については、買受適格証明書を発行することに決定をいたしました。ここで、お諮りいたします。買受適格者が決定され、農地法第3条の許可申請があったときには、会長権限により農地法第3条の許可証を発行することに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしということでございますので、そのように取り扱いさせて、いただきます。 次に、日程第6、議案第9号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。15ページ、番号1番を審議いたします。現地を調査された、立迫委員の報告をお願いいたします。
委員	立迫	会長より依頼のありました議案第9号番号1番について報告いたします。調査日は、2月4日調査員は、福岡委員・原田委員と私立迫です。事務局より1名の参加でした。総会資料は10ページから12ページをご覧ください。譲渡人は、有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、有明町野井倉〇〇番地〇〇邸〇棟にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積は、議案書の記載のとおりです。場所ですが、肆部合住宅北側50mのところになります。除外目的は、一般住宅です。周辺の状況は、北側は畑・東側は宅地・南側は公衆道路・西側は畑です。排水は西側の側溝にするとのことでした。 申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用を原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われま。
議長	山下	以上のことにより、調査委員協議の結果、農地より除外してもやむを得ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく申し上げます。 はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。

会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。次に、番号2番を 審議いたします。現地を調査された、福岡委員の 報告をお願いいたします。
委員	福岡	議案第9号番号2番について報告いたします。調査日は、2月4日調査員は、立迫委員・原田委員と私福岡です。申請人は、志布志市有明町野神〇〇番地〇号棟にお住まいの〇〇さんです。譲渡人は、有明町野神〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さん本人でした。申請地の所在・地目・面積は、それぞれ議案書の記載のとおりです。場所は、市道立木・草野線沿いにある宮下公民館から立元方面へ430mほど進んで右折、市道宮下1号線に入り50m進んだ左手に位置します。除外目的は、農家住宅の建設です。周辺の状況は、北側・東側・西側は畑で南側は公衆道路です。排水対策として周囲はブロックを積み合併浄化槽から公衆道路側にある水路に流すとのことでした。 申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用を原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われます。 以上のことにより、調査委員協議の結果、農用地より除外してもやむを得ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひします。
議長	山下	はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。次に、番号3番を 審議いたします。現地を調査された、原田委員の 報告をお願いいたします。
委員	原田	議案第9号3番について報告いたします。調査日は、2月4日調査員は、福岡委員・立迫委員と私と事務局より1名で調査を行いました。申請人は、

		<p>大崎町野方〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲渡人は、鹿屋市串良町細山田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。親子関係にあたります。立会人は、〇〇さん本人と奥さんでした。申請地の所在・地目・面積は、それぞれ議案書の記載のとおりです。場所は、市道一丁田・宇都鼻線沿いにあるヘアサロンケンジの隣に位置します。除外目的は、一般住宅です。周辺の状況は、北側は畑・東側は畑・南側は公衆道路・西側は宅地です。排水は南側の公衆道路に流すとのことでした。隣りとの距離は1.5mはなすとのことでした。</p> <p>申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用を原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われまます。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、農用地より除外してもやむを得ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第9号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう、市長に提出することに決定をいたしました。</p> <p>次に、日程第7、議案第10号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。まず、17ページ、番号1番を審議いたします。現地を調査された宮脇 勇委員の報告をお願いします。</p>
委員	宮脇 勇	<p>議案第10号番号1について報告します。調査日は、2月4日 調査委員は、道山委員・熊野委員と私宮脇です。事務局より2名の同行がありました。総会資料は、19ページから21ページです。申請人は、志布志市志布志町夏井〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積等はそれぞれ議案書の記載の通りであります。場所は、本庁から東南東方向で、国道220号を志布志から串間方向へ向かい</p>

		<p>志布志昭和自動車学校前からおよそ 1 km 進んだところを右折し市道夏井・番所線を大山病院方面へ 450m ほど進んだところにあります。転用の目的は、一般住宅です。周辺の状況は、北側は畑・東側は畑・南側は宅地・西側は宅地です。排水は、合併浄化槽で既存の側溝に流すとのことでした。その他畑の中に作りますので、1.5m の盛土をして L 型擁壁で囲うそうです。</p> <p>申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の広がりもなく土地改良事業も入っていないため、第 2 種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方よろしくお願ひします。以上です。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。転用を認めることに ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。よって、日程第 7、議案第 10 号、農地法第 4 条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに 決定をいたしました。</p> <p>次に、日程第 8、議案第 11 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とします。最初に、19 ページ、番号 3 番を審議いたします。現地を調査された宮脇 勇委員の報告をお願いします。</p>
委員	宮脇 勇	<p>議案書第 11 号番号 3 番について報告いたします。調査日は 2 月 4 日です。調査委員は、道山委員・熊野委員と私宮脇です。事務局より 2 名の同行がありました。総会資料は、22 ページから 25 ページです。譲渡人は、志布志町安楽〇〇番地にお住まいの〇〇さんと志布志町志布志〇〇番地にお住まいの〇〇さんと志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんの 3 人です。譲受人は、志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士〇〇さんでした。申請地は、議案書に記載されている通りでございます。申請地の場所は、志布志本庁より南西方向で志布志アピア前の市道香月線を若潮酒造方面へ 2.1km 進んだ左側でおよそ 70m 進んだところ です。転用目的は、貸トラック駐車場です。周辺の状況は、北側は公衆道路・東側は宅地・南側は雑種地・西側は雑種地です。排水は道路の方へ流すとのこと です。元々</p>

		<p>田んぼですので、盛土を 1m から 1.5m ほどして排水対策をするとのことでした。</p> <p>申請地の農地区分は、都市計画用途地域内に定められた区域内農地にあるため、第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方よろしく申し上げます。以上です。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。次に、番号 4 番を審議いたします。現地を調査された福岡委員の報告をお願いします。</p>
委員	福岡	<p>それでは、議案書第 11 号番号 4 番について報告いたします。調査日は 2 月 4 日です。調査委員は、立迫委員・原田委員と私福岡です。事務局より 1 名同行がありました。譲渡人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇 〇〇棟にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さん本人でした。申請地の所在・地目・面積等は、それぞれ議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、安楽消防分団詰所から市道安楽線を中宮方面へおよそ 270 m 進んだ左側に位置します。転用目的は、一般住宅の建設です。周辺の状況は、北側は畑・東側は畑・南側は畑・西側は公衆道路です。周辺は畑のため、水が流れこまないようにブロック等を積み合併浄化槽を通して水路に流すとのことです。</p> <p>申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の農地の広がりがあるため、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の農地転用を原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われれます。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方よろしく申し上げます。以上です。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ござい</p>

会場	委員	ませんか。
議長	山下	(会場 なし) ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。次に、20 ページ、番号 5 番を審議いたします。現地を調査された宮脇 勇委員の報告をお願いします。
委員	宮脇 勇	それでは、議案書第 11 号番号 5 番について報告いたします。調査日は 2 月 4 日です。調査委員は、道山委員・熊野委員と私宮脇です。事務局より 2 名の同行です。総会資料は、29 ページから 31 ページをご覧ください。譲渡人は、志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、熊本県熊本市中央区黒髪〇丁目〇番〇 〇号にあります合同会社〇〇代表社員〇〇さんです。立会人は、行政書士〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積等は、それぞれ議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、志布志本庁から北西の方向で県道 63 号線志布志・福山線を有明伊崎田方面へ進み、大迫橋を進んだ先の県道志布志・有明線を左折およそ 500m 進んだ左側にあります。転用目的は、太陽光発電施設です。周辺の状況は、北側は山林・東側は公衆道路・南側は公衆道路・西側は田です。雨水等の排水は自然流下とのことでした。その他この場所には法面が多かったので、法面を保護するために土羽土を作るとのことでした。 申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の広がりもなく土地改良事業も入っていないため、第 2 種農地のその他の農地に該当します。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方よろしく申し上げます。以上です。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。次に、番号 6 番を審議いたします。現地を調査された立迫委員の報告をお願いします。

委員	立迫	<p>議案書第 11 号番号 6 番について報告いたします。調査日は 2 月 4 日です。調査委員は、福岡委員・原田委員と私立迫です。事務局より 1 名でした。総会資料は、32 ページから 34 ページをご覧ください。譲渡人は、志布志町安楽〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積等は、それぞれ議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、尚志館高校のすぐ北に位置します。転用目的は、山林です。低木のクヌギになります。周辺の状況は、北側は宅地・東側は公衆道路・南側は公衆道路・西側は宅地です。排水は、学校側にある側溝に流すとのことです。その他といたしまして、日照・通風等の支障を及ぼさないように境界から 3 m 以上開けて低木のクヌギを植林するとのことでした。</p> <p>申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の広がりも無く土地改良事業も入ってないため、第 2 種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方よろしくお願ひします。終わります。</p>
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。次に、21 ページ、番号 7 番を審議いたします。現地を調査された道山委員の報告をお願いします。
委員	道山	<p>それでは、議案書第 11 号番号 7 番を報告いたします。調査日は 2 月 4 日です。調査委員は、宮脇 勇委員・熊野委員と私道山です。それから事務局より 2 名の同行がありました。総会資料は、35 ページから 38 ページをご覧ください。譲渡人は、宮崎県延岡市桜ヶ丘〇〇番地〇〇にお住まいの〇〇さんです。他 6 名でございます。先ほどの議案 7 号番号 18 番と同一の 7 名でございます。詳細は総会資料の 36 ページに記載されておりますのでご覧ください。譲受人は、神奈川県横浜市神奈川区片倉〇丁目〇番〇号にあります株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、代理人の有限会社〇〇代表取締役〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積等は、それぞれ議案書</p>

		<p>に記載されている通りです。申請地の場所ですけれども、市道志布志・弓場ケ尾線を志布志から弓場ケ尾方面へ進みますと農業生産法人さかうえがあります。そこから 900m 進んだ右側に位置します。先ほどの議案 7 号番号 18 番の農地の近くでございます。転用目的は、事務所・駐車場・洗車場です。周辺の状況は、北側は宅地・東側は畑・南側は畑・西側は公衆道路です。排水については、合併浄化槽を設けて流すとのことでした。</p> <p>申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の農地の広がりがあるため、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の農地転用を原則不許可ですが、申請地は農地転用が許可できる場合の隣接地一体事業に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。次に、22 ページ、番号 8 番を審議いたします。同じく、現地を調査された道山委員の報告をお願いします。</p>
委員	道山	<p>議案書第 11 号番号 8 番を報告いたします。調査日は同じく 2 月 4 日です。調査委員は、宮脇 勇委員・熊野委員と私道山です。それから事務局より 2 名で調査いたしました。譲渡人は、鹿児島市泉町〇〇番〇-〇号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、鹿屋市旭原町〇〇番地〇にお住まいの有限会社〇〇 代表取締役〇〇さんです。立会人は、行政書士〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積等は、それぞれ議案書に記載されている通りです。場所でございますけれども、国道 220 号線を志布志から串間方面へ進み、天神墓地の入り口を入り約 180m 進んだ左側に位置します。</p> <p>転用目的は、建売住宅・通路・駐車場です。周辺の状況は、北側は山林・東側は畑・南側は公衆道路・西側は宅地です。排水ですけれども、合併浄化槽を設置しまして処理するとのことでした。</p> <p>申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の広がりも無く土地改良事業も入っていないため、第 2 種農地のその他の農地に該当します。</p>

		<p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。次に、番号 9 番を審議いたします。同じく、現地を調査された道山委員の報告をお願いします。</p>
委員	道山	<p>議案書第 11 号番号 9 を報告いたします。調査日は同じく 2 月 4 日です。調査委員は、宮脇 勇委員・熊野委員と私道山です。それから事務局より 2 名で調査いたしました。総会資料は、42 ページから 44 ページをご覧ください。譲渡人は、志布志市松山町尾野見〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、東京都台東区東上野〇丁目〇〇番〇-〇号にお住まいの〇〇さんです。立会人は、代理人の行政書士〇〇事務所〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積等は、それぞれ議案書に記載されている通りです。場所でございますけれども、県道 65 号線南之郷・志布志線を志布志から田之浦方面へ進み、田之浦郵便局の手前を右折しまして県道塗木・大隅線へ入り四浦方面へ約 6.7 km 進み、四浦簡易郵便局のところの市道懐・堤口線を約 1.5km 進んだ右側に位置します。転用目的は、太陽光発電施設です。周辺の状況は、北側は畑・東側は畑・南側は農道・西側は畑です。雨水等の排水は自然流下、そして境界に 30 cm の盛土をし流出を防ぐとのことでした。</p> <p>申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の広がりも無く土地改良事業も入っていないため、第 2 種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>

会場 議長	委員 山下	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。よって、日程第8、議案第11号、農地法第5条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。 次に、日程第9、議案第12号、非農地証明願の承認についてを議題とします。24ページ、番号3番を審議いたします。現地を調査された、熊野委員の説明をお願いします。
委員	熊野	議案12号番号3番について報告いたします。調査日は2月4日 調査員は、宮脇 勇委員・道山委員と私熊野でした。総会資料は、45ページから47ページです。申請人は、宮城県仙台市太白区長町〇丁目〇番〇ー〇号にお住まいの〇〇です。立会人は代理人の〇〇さんでした。申請地は、志布志町志布志字尖堀1288番で、登記地目は畑、地積は922㎡でございます。申請地の場所は、志布志市役所本庁・志布志支所から北西方向に位置し、市道町原・弓ヶ尾線にあるファミリーマート志布志見帰店から、港方向へおよそ800m進んだうなぎの駅先の町原の交差点を左折、市道町原線をおよそ100m進んだ左側に位置します。申請人は相続したが遠方に居住しているため耕作できず、また公道からの進入路もないため借り手もおらず、20年以上耕作されていない状態で、現在は、雑木林・竹林化したものです。 以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくをお願いします。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場 議長	委員 山下	(会場 なし) ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場 議長	委員 山下	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。よって、日程第9、議案第12号、非農地証明願の承認については、非農地と証明することに決定いたしました。 次に、日程第10、議案第13号、非農地証明願に伴う調査委員の指名についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
農地係長	佐々木	それでは、議案第13号 非農地証明願に伴う調査委員の指名について、ご

説明申し上げます。議案書は、26 ページでございます。非農地証明につきましては、農地法に基づく行政処分ではなく、農業委員会が証明行為として、交付するものです。

議案書の番号2の願出人は、志布志市志布志町志布志〇丁目〇番〇号〇〇さんです。土地は、志布志町内之倉字浜田4125番5と4125番7で、登記地目はいずれも牧場、地積は4125番5が7,678㎡、4125番7が512㎡で、2筆合計の8,190㎡でございます。申請地は、志布志市役所本庁から北に位置し、志布志市立森山小学校から、市道森山・出水線を東へおよそ2.3km進むと、上野製材所があります。上野製材所前の三差路を、市道片野・池野線へ入り、およそ2.5km進んだところの北側に旧畜産団地があります。市道から旧畜産団地方向に約230m進んだ右側に位置する土地でございます。現在、4125番5が宅地、4125番7が原野化しております。

議案書の番号3の願出人は、志布志市志布志町内之倉〇〇番地〇〇〇さんです。土地は、志布志町内之倉字浜田4125番3と4143番で、登記地目はいずれも牧場、地積は4125番3が9,817㎡、4143番が370㎡で、合計の10,187㎡でございます。

申請地は、先ほどの番号2と同じ地区になります。志布志市役所本庁から北に位置し、志布志市立森山小学校から、市道森山・出水線を東へおよそ2.3km進むと、上野製材所があります。上野製材所前の三差路を、市道片野・池野線へ入り、およそ2.5km進んだところの北側に旧畜産団地があります。こちらの申請地は、市道から旧畜産団地の方向へ約360m進んだ右側と左側に位置する土地でございます。現在、4125番3が宅地、4143番が原野化しております。

議案書の番号4の願出人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇〇〇さんです。土地は、有明町野井倉字草場2556番2で、登記地目は畑、地積は1,554㎡でございます。申請地は、志布志市役所有明支所から北西方向に位置し、有明支所から体育館前の市道吉村・中野1号線を有明大橋方向へ約3.3km進み、途中の中野橋手前を市道吉村・中野2号線に入り、市道仮屋・高下谷線を約600m進んだ北東側方向、約330mに位置する土地でございます。現在原野化しております。

議案書の番号5の願出人は、志布志市松山町泰野〇〇番地〇〇〇さんです。土地は、松山町尾野見字船ヶ段2238番2で、登記地目は畑、地積は349㎡

		<p>でございます。申請地は、志布志市役所松山支所から南東方向に位置し、松山支所から県道塗木・大隅線、県道柿ノ木・志布志線を経由する道路を約9km進んだ遠迫商店先を右折、県道尾野見・伊崎田線へ右折し、およそ140m進んだ右側に位置する土地でございます。現在、宅地化しております。現地調査は、3名で行うこととなっておりますので、番号2と3と5につきまして、神宮司委員、永屋委員、脇田委員で、番号4について、山迫委員、隈元委員、諏訪委員でご提案いたします。以上で説明を終わります。ご審議方、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	山下	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。よって日程第10、議案第13号、非農地証明願に伴う調査委員の指名については、原案どおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第11、議案第14号、農用地利用集積計画決定についてを議題とします。最初に、所有権の移転について事務局の説明を求めます。</p>
事務局次長	高迫	<p>それでは、議案第14号の農用地利用集積計画決定の所有権の移転分についてご説明いたします。議案書は、28ページから30ページとなっております。最初に28ページの総括表についてご説明致します。公告日は令和3年2月26日で、田が1,711㎡、畑が11,600㎡、樹園地が6,508㎡で、合計19,819㎡です。所有権を移転する者5人、所有権の移転を受ける者4人であり、売買によるものです。</p> <p>次に、所有権移転の計画につきましては29ページから30ページになりますので、お目通しください。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長	山下	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、所有権の設定について、これより審議にはいります。29ページ、番号3番から、30ページ、番号7番までと、28ページの総括表を審議いたします。</p> <p>これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 なし)</p>

議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。それでは、農用地利用集積計画の、利用権の設定、及び、利用権の転貸について事務局の説明を求めます。
主任主査	中尾	<p>議案第 14 号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について、ご説明申し上げます。議案書は、31 ページから 93 ページとなっております。まずは、議案書 31 ページの利用権設定の総括表を説明いたします。公告日は令和 3 年 2 月 26 日で、始期は令和 3 年 3 月 1 日となります。なお、中間管理機構が関与する分は令和 3 年 2 月 28 日となります。設定期間が、1 年から 20 年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。利用権の設定面積は、田が 91,481 m²、畑が 169,993.10 m²、樹園地が 194,387 m²で、合計しますと 455,861.10 m²となり、うち更新分は 70,008.10 m²となっております。</p> <p>利用権の設定をする者の数が 116 名で、利用権の設定を受けようとする者の数が 32 名であります。利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より 84 名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。詳細につきましては、32 ページから 80 ページの明細表をご確認ください。</p> <p>次に、利用権の転貸について、議案書 81 ページの総括表でご説明申し上げます。公告日は令和 3 年 2 月 26 日で、始期が令和 3 年 2 月 28 日であります。設定期間は、5 年から 15 年です。地目別の内訳は、田が 49,529 m²、畑が 26,919 m²で、樹園地が 18,878 m²で、合計しますと 95,326 m²となります。利用権の転貸をする者は公益財団法人〇〇の 1 名、利用権の転貸を受けようとする者は 21 名であります。詳細につきましては、82 ページから 93 ページの明細表をご確認ください。</p> <p>以上で、議案第 14 号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	山下	ただいま事務局から説明がございましたが、利用権の設定について、これより審議にはいります。最初に、32 ページ、番号 1 番を審議いたします。番号 1 番から番号 3 番までは、長岡委員に 関係がございましたので、農業

		委員会等に関する 法律第 31 条の規定により、長岡委員には、ここで、退席をお願いいたします。
会場		(長岡委員 退席)
議長	山下	それでは、番号 1 番から番号 3 番につきまして、つきまして、なにか ご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。ここで長岡委員の入室を許可します。次に、33 ページ番号 4 番から、80 ページ、番号 132 番までと、31 ページの総括表を審議いたします。これにつきまして、なにか ご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。次に、利用権の転貸につきまして審議いたします。それでは、82 ページ、番号 1 番から、93 ページ、番号 30 番までと、81 ページの総括表を審議いたします。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。よって、日程第 11、議案第 14 号、農用地利用集積計画決定については、原案どおり決定いたしました。
		次に、日程第 12、議案第 15 号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局次長	高迫	それでは、議案第 15 号の農業経営基盤 強化促進法に基づくあっせん委員の指名について、ご説明いたします。議案書は 95 ページとなっておりますが、95 ページ番号 3 番の申出者〇〇さんは、有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの方で、売買の申出でございます。あっせんの土地は、有明町伊崎

田字中尾 838 番 3 畑 3,655 m²の 1 筆です。土地の場所ですが、伊崎田小学校前の県道 64 号線を志布志方向へ約 470m 行った、セブンイレブン前を右折して、さらに 230m 程行ったところを、左折し 150m 程行った左奥の茶畑になります。なお、あっせんの土地につきましては、茶畑になります。あっせん委員の指名につきましては、萩迫委員と永田委員でご提案いたします。

番号 4 番の申出者〇〇さんは、鹿児島市皇徳寺台〇丁目〇〇番〇号にお住まいの方で、売買の申出でございます。あっせんの土地は、有明町野井倉字鎌迫 5872 番 1 田 831 m²と 5924 番 田 987 m²の 2 筆です。土地の場所ですが、有限会社 丸五から肆部合の方向へ約 120m ほど進んだ交差点を左折して 80m 行った道路横右側の田が、5872 番 1 になり、5872 番 1 の田から南東の方向へ 350m 行った所に 5924 番の田があります。現在、2 筆の畑は耕運がしてあります。あっせん委員の指名につきましては、矢野委員と田尾委員でご提案いたします。

番号 5 番の申出者〇〇さんは、松山町新橋〇〇番地〇にお住まいの方で、売買の申出でございます。あっせんの土地は、松山町新橋字中村迫 1078 番畑 2,685 m² と 1077 番 2 畑 434 m²と 1079 番 畑 1,211 m²の 3 筆です。土地の場所ですが、松山町新橋の道の駅松山から南之郷の方向へ約 2.2 km ほど進んだところを右折して、500m 行ったところに、1077 番 2 の畑があり、その隣が 1079 番の畑で、1079 番の隣が 1078 番の畑になります。現在、3 筆の畑は耕運がしてあります。あっせん委員の指名につきましては、坂元委員と大原委員でご提案いたします。

番号 6 番の申出者〇〇さんは、松山町泰野〇〇番地にお住まいの方で、売買の申出でございます。あっせんの土地は、松山町泰野字牛追 1543 番 3 田 840 m²の 1 筆です。土地の場所ですが、松山町の泰野地区公民館前の県道柿ノ木・志布志線を南之郷方面へ 2 km 進んだところを右折して、約 780m 程進むと、付き当たりになりますが、そこを左折して 50m 進んだ道路下右側の田になります。あっせん委員の指名につきましては、福岡委員と白坂委員でご提案いたします

以上で説明を終わります。ご審議方、よろしく願いいたします。

ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。

(会場 なし)

議長 山下

会場 委員

<p>議長 山下</p> <p>会場 委員</p> <p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、日程第 12、議案第 15 号、農業経営基盤強化促進法に基づく、あっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。</p> <p>指名された委員の方々は、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上で、全日程を終了いたしました。</p> <p>これで、本日の会議を終了いたします。</p> <p>ご苦勞様でした。</p>
--	--